

介護保険

＝保険料に関する特別措置＝

介護保険制度が4月からスタートしますが、
65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、半年間納めなくてもよいことになり、また、その後1年間は保険料が半額となりました。

平成12年4月から9月までの6ヶ月間

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は国が負担します。

平成12年10月から平成13年9月までの1年間

本来の保険料の半額を納めていただきます。残りの半額は国が負担します。

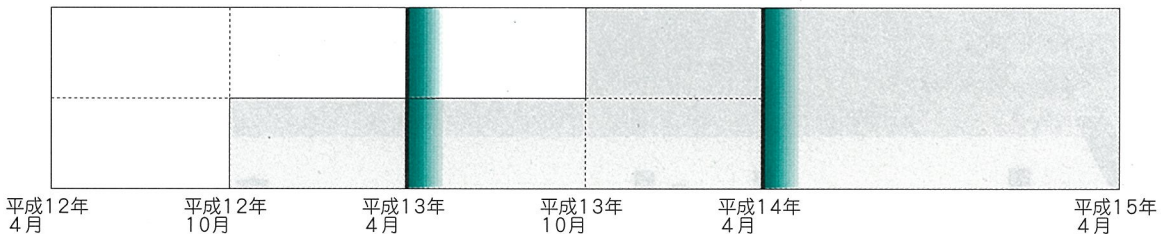
平成13年10月から

本来の保険料を納めていただきます。

※ これは、介護保険制度が始まってしばらくの間は、被保険者の皆さんが介護認定の手続きや、新しい介護サービスに慣れるための特例として、国が示した仕組みです。

〈平成12年度から平成14年度までの、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料負担〉

・12年度負担額＝本来の保険料×1/4 ・13年度負担額＝本来の保険料×3/4 ・14年度負担額＝本来の保険料



横芝町の保険料の額は、広報4月号で正式にお知らせします。
(月額2,200円前後の見込み)

介護保険による介護サービスを受けるには、今まで自宅や施設で福祉サービスを受けていた方でも、役場で手続きをする必要があります。

まだ、手続きをしていない方は、役場介護保険係で手続きしてください。

横芝町役場 保健福祉課 介護保険係 TEL 82-8818 (直通)